

青森県伴走支援型借換資金特別保証融資制度要綱

1 目的

この制度は、国が全国統一制度として定めた伴走支援型特別保証制度を活用し、既往借入金の借換え（新規資金の上乗せを含む。）により、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内中小企業者の資金繰り円滑化を図るとともに、金融機関が当該中小企業者に対して継続的な伴走型での支援を実施することにより、もって当該中小企業者の経営の安定や生産性等の向上を図ることを目的として実施する。

2 融資対象

県内に事業所を有し、青森県信用保証協会の保証を受けている借入金残高がある中小企業者で、次のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画（以下「計画」という。）を策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うもの

- (1) 中小企業信用保険法（以下「保険法」という。）第2条第5項第4号の規定による認定を受けていること
- (2) 保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けていること
- (3) 一般枠（次の①又は② i から vi のいずれかに該当するもの）
 - ① 最近1カ月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること
 - ② i 最近1カ月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること
 - ii 最近1カ月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること
 - iii 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること
 - iv 最近1カ月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること
 - v 最近1カ月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること
 - vi 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること

3 融資条件

(1) 資金用途

既往借入金（青森県信用保証協会（以下「信用保証協会」という。）の保証を受けている借入金に限る。）の返済資金。ただし、必要と認められる場合は、新規資金を上乗せすることができる。

(2) 融資限度額 1億円（※）

（※）施行日以前の「伴走支援型特別保証制度」の残額を含むものとする。

(3) 融資期間（うち据置期間） 10年以内（5年以内）

(4) 融資利率

取扱金融機関所定利率から年1.3%引き下げた利率（固定利率とし、下限を年1.1%とする。）

(5) 融資形式 証書貸付

(6) 償還方法 割賦償還

(7) 保証料率

本制度は、国の全国統一制度の対象とする。

ただし、中小企業者である法人が、信用保証協会が別に定める「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」に基づき、信用保証料率の引上げを条件として経営者保証を提供しないものとするを選択する場合には、本制度要綱で定める所定の信用保証料率に0.25%又は0.45%を上乗せした信用保証料率とする。

ア 通常料率

2(1)及び(2)については、借入金額に対して0.85%とし、0.65%に相当する額を国が補助する。

2(3)について、責任共有制度の対象の場合は、借入金額に対し次の表1に定める料率を、また、責任共有制度の対象除外の場合は、借入金額に対し次の表2に定める料率をそれぞれ適用することとし、表1、表2の各補助区分欄に掲げる率に相当する額を国が補助する。ただし、中小企業信用保険法施行規則第21条各号に定める事由に該当する場合については、表1、表2の各⑤区分の料率及び補助率を適用する。

表1

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率 (%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
補助 (%)	0.75	0.75	0.70	0.65	0.55	0.50	0.40	0.30	0.25
事業者負担 (%)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20

表2

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率 (%)	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
補助 (%)	1.05	1.00	0.95	0.90	0.75	0.60	0.50	0.40	0.30
事業者負担 (%)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20

イ 経営者保証免除対応適用の場合

2(1)及び(2)については、借入金額に対して1.05%（前記アから0.2%上乘せ）とし、0.85%に相当する額を国が補助する。

2(3)について、責任共有制度の対象の場合は、借入金額に対し次の表1に定める料率を、また、責任共有制度の対象除外の場合は、借入金額に対し次の表2に定める料率をそれぞれ適用することとし、表1、表2の各補助区分欄に掲げる率に相当する額を国が補助する。ただし、中小企業信用保険法施行規則第21条各号に定める事由に該当する場合については、表1、表2の各⑤区分の料率及び補助率を適用する。

表1

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率 (%)	2.10	1.95	1.75	1.55	1.35	1.20	1.00	0.80	0.65
補助 (%)	0.95	0.95	0.90	0.85	0.75	0.70	0.60	0.50	0.45
事業者負担 (%)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20

表2

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率 (%)	2.40	2.20	2.00	1.80	1.55	1.30	1.10	0.90	0.70
補助 (%)	1.25	1.20	1.15	1.10	0.95	0.80	0.70	0.60	0.50
事業者負担 (%)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20

ウ ア及びイにおける条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については、国の補助の対象外とする。

エ 保証料の補助（又は補給）を実施する市町村の中小企業者は、各市町村が別に定める条件等により、各市町村の予算の範囲内において保証料の補助（又は補給）を受けることができる。

(8) 保証人及び担保

保証人は、原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しない。

また、免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない。

担保は、必要に応じて徴求する。

4 取扱金融機関

青森県内に本店又は支店を有する金融機関のうち、以下の金融機関を指定する。

青森銀行、みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、七十七銀行、秋田銀行、北日本銀行、みずほ銀行、青い森信用金庫、東奥信用金庫、青森県信用組合、あすか信用組合、商工組合中央金庫、東日本信用漁業協同組合連合会

5 融資の手続き

(1) 融資を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、2(1)及び2(2)については、次のア、イ及びウ、2(3)については、ア、ウ及びエの所定の書面を添えて、取扱金融機関所定の手続きにより申し込むものとする。ただし、経営者保証免除対応を適用する場合にあっては次のオの所定の書面を加えて添えて、申し込むものとする。

ア 青森県伴走支援型借換資金特別保証融資制度申込書（様式第1号）

イ 保険法第2条第5項第4号又は同条同項第5号の規定による市町村又は特別区長の認定書

ウ 経営行動計画書（以下の内容を満たすもの又は含むものとする。）

① 計画を策定した日の属する事業年度から3事業年度を最短の計画期間とし、原則として同5事業

年度を最長の計画期間とする。

- ② 申込人の経営に係る現況・課題（原則として、計画を策定した日の属する事業年度の前事業年度の財務状況の分析を含む。）と課題を克服するための取組事項及び目標設定。
- ③ 申込人が融資を受けて取組む事項に係る具体的な資金使途と資金効果。
- ④ 上記取組等を踏まえた収支計画及び返済計画。

エ 次のいずれかの確認書（２（３）に対応するもの）

- ① 売上高減少要件確認書
- ② 売上高総利益率減少要件確認書
- ③ 売上高営業利益率減少要件確認書

オ 経営者保証免除対応確認書

- (2) 取扱金融機関及び信用保証協会は、融資の申込を受けた時は、申込者が策定した事業計画等を的確に把握した上でこれを審査し、融資又は保証承諾の可否を決定するものとする。

6 金融機関の責務及び報告

- (1) 金融機関は、原則として四半期に一回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者から計画の実行状況等の報告を受けるものとする。
- (2) 金融機関は、中小企業者に対し、当初策定した当該計画の見直し及び同計画を進めるための経営支援を行うものとする。
- (3) 金融機関は、原則として、計画を策定した日の属する事業年度から５事業年度にわたり、年１回中小企業者の事業年度毎に、信用保証協会に対し、中小企業者の計画の実行状況及び財務状況並びに金融機関の経営支援状況を電子データで報告しなければならない。なお、同データのうち、業種、従業員数及び財務状況については、信用保証協会を経由して経済産業省に送付するものとする。金融機関が報告しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を信用保証協会に提出するものとする。

7 報告

信用保証協会会長は、毎月の保証状況について、取扱要領に定めるところにより県に報告するものとする。

8 預託

県は、この制度の円滑な運営のため、融資の進捗状況等を勘案し、予算の範囲内において取扱金融機関に対して、別に定める利率で適宜預託を行うものとする。

ただし、金融情勢等を踏まえて、取扱金融機関と協議のうえ、預託を行わないこともできる。

9 実施期間

令和６年４月１日から令和６年６月３０日までに保証申込を受け付けたもので、かつ令和６年４月１日から令和６年７月３１日までに融資実行するものとする。

10 その他

- (1) この制度の略称を $\textcircled{\text{伴}}$ とする。
- (2) 「伴走支援型特別保証制度」に係る事項については、この要綱のほか、国が定める「伴走支援型特別保証制度要綱」によるものとする。
- (3) この要綱等に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、県が必要に応じて関係機関の意見を聴取する等して定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。